

● (特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書

法人又は個人が富山市内において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条(の4)第4項に基づき、(特別管理)産業廃棄物の処分業を行なおうとするときに申請するものです。

新規又は更新の許可申請

申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付してください。

1 事業計画の概要を記載した書類 【様式第七号の1、2、4、5、保管施設の概要】

1. 全体計画の概要
2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等
3. 中間処理施設の概要
5. 処分業務の具体的な計画
6. 環境保全措置

※法第15条第1項の許可を受けた施設の一覧表

※事務所及び事業場(処理施設及び保管の場所)の付近の見取図

※場内配置図(処理施設及び保管の場所を明示すること)

※処理工程図

※環境保全措置に関する排水経路図等

2 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

※当該施設が法第十五条第一項の許可を受けた施設である場合には、産業廃棄物処理施設設置許可証の写しを添付すること(構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書の添付は不要)

※カラー写真(全景が確認できるもの)

3 申請者が施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類

※事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の設置場所の土地登記簿謄本、公図、(所有権を有しない場合は土地賃貸契約書の写し)

4 中間処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 【様式第十一号】

- 5 当該事業を行なうに足りる技術的能力を説明する書類（(財)日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会の修了証）

▽有効期限

※新規、更新の講習会修了証の有効期限は受講日からそれぞれ5年、2年となりますのでご注意ください。（新規許可申請の場合は申請日、更新許可申請の場合は許可期限日を基準とします。）

▽許可申請時の修了証取扱い

(財)日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会

	産業廃棄物処理業講習会 (処分課程)		特別管理産業廃棄物処理業講習会 (処分課程)	
	新規修了証	更新修了証	新規修了証	更新修了証
新規許可申請	○	×	○	×
更新許可申請	○	○	○	○

※申請者がすでに他自治体で処分業許可を持っている場合に限り、新規許可申請でも更新終了証を認めています。

※講習会修了者は監査役以外の役員又は令第6条の10に規定する使用人に限ります。

- 6 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 【様式第十二号】

- 7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

※貸借対照表

※損益計算書

※株主資本等変動計算書、個別注記表

※法人税の納税証明書(その1 納税額証明用)

※確定申告書の写し(別表1、4)

直近3年分

(注)法人設立1年未満などの理由により、上記の書類が添付できない場合は理由書の添付をお願いします。

- 8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書(様式六号)並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- | | | |
|---|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ※所得税の納税証明書(その1 納税額証明用) ※確定申告書の写し ※源泉徴収票の写し(事業主として所得がない場合) | } | 直近3年分 |
|---|---|-------|
- 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書(商業登記簿謄本)
- 10 申請者が個人である場合には、住民票(※本籍記載のもの)の写し並びに成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書(以下、登記されていないことの証明書)
- 11 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
- 12 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票(※本籍記載のもの)の写し及び登記されていないことの証明書
- 13 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票(※本籍記載のもの)の写し及び登記されていないことの証明書[これらの者が法人である場合には登記事項証明書(商業登記簿当謄本)]
- 14 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票(※本籍記載のもの)の写し及び登記されていないことの証明書
- 15 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しないものであることを誓約する書面【誓約書】

補足書類

▽燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなど、内容によって特別管理産業廃棄物になるようなものについては発生工程図や分析表の添付をお願いします。

先行許可証について

▽産業廃棄物処理業若しくは産業廃棄物処理施設の許可証(住民票の写し及び登記されていないことの証明書を提出して受けた許可に限る。)の提出があったときは、「10」～「13」

の書類を省略することができます。(ただし、審査の関係上、省略された書類の写しを添付してください。現状と内容が同じであれば発行日は問いません。)

更新申請時の省略できる添付書類について

▽許可の更新を申請する者は、その内容に変更がない場合に限り「3」の書類又は図面を省略することができます。その場合は省略申立書を添付して下さい。